AD パートナーCOD 法人会員取引基本規約

本規約は、アライドテレシス株式会社（以下「乙」という）が運営する AD パートナーCOD 会員専用のオンライン販売サイト(以下「当サイト」という)にて行う、乙が販売するデータ通信機器等（以下「本製品」という）の継続的取引に適用する基本事項について定める。

第1条　ADパートナーCOD法人会員について

AD パートナーCOD 法人会員（以下「甲」という）とは、乙所定の加入手続きをもって乙により当サイトへの接続を認められ、本規約に従い当サイトの Web 発注システム(以下「本システム」という)による取引に同意した者をいう。

２．甲は、乙が定める本製品の甲への販売価格（以下「会員価格」という）で本製品を購入することができる。

３．乙は、甲の法人会員の資格をもって乙の認定する販売代理店と認めるものではない。

第2条　加入申込み

甲は、乙所定の加入申込書に必要事項を記入し、乙に提出する。

２．乙が当該加入申込書を受領し、本法人会員登録完了後、乙が甲に当サイト接続用のＩＤとパスワードを通知した日を入会日とする。

３．甲は、加入申込みを行うことによって、本規約の適用を承諾・同意したものとする。

第3条　適用

本規約は、甲乙間において締結される甲を発注者とする本製品の代金前払いによる売買に関する個々の取引（以下「個別契約」という）に共通して適用されるものとする。

第4条　個別契約

甲乙は、本規約に基づき個別契約を取り交わし、個別契約において、甲が購入する本製品とその数量、売買価格、購入総額、納期、納入場所等を取り決めるものとする。

２．甲乙は、本システムを使用し個別契約締結・変更・解除を行うものとし、その実施方法は別規定Ｉに従うものとする。ただし、以下の理由により本システムを利用することができない場合は、書面でのやり取りにて意思表示・確認を行うものとし、その実施方法についても別規定Ｉに従うものとする。

(1)　当該個別契約において乙が書面で申し込むよう指定した場合

(2)　本システムおよび関連 Web ページのシステム保守点検や内容更新を行う場合

(3)　天災/停電等や第三者による妨害行為等により本システムの利用が困難であると、乙が判断した場合

(4)　その他、本システムによる取引の運営及び技術上、乙が必要と判断した場合

3. 甲は、1 回の注文合計金額（本システム上で発行されるオーダー番号単位の合計金額をいう）が税込 3,150 円以下の場合に一律 570 円の配送料を乙に支払うものとする。また、甲は、1 回のご注文で複数の配送先を指定する場合、配送先ごとに注文合計金額を計算し、税込 3,150 円以下の場合には、配送先ごとに一律570円の配送料を乙に支払うものとする。なお、配送先が沖縄県や離島の場合や甲の事情により乙指定の通常の配送方法以外で配送した場合など、甲は、乙の通知する特別送料を支払うものとする。

4. 本契約と個別契約の内容に矛盾が生じた場合は、個別契約の内容を優先し、個別契約に定めのない事項は、本契約の各条項が適用されるものとする。

第5条　納入と検査

乙は、甲からの支払を確認した後、個別契約で取り決めた納期及び納入場所に従い本製品を納入するために合理的な努力を行うものとする。

２．甲からの支払を確認した後、個別契約で取り決めた納期までに本製品を納入することが困難と予測される場合、乙はその旨を事前に甲へ連絡し、甲乙は誠意をもって対応を協議する。

３．甲は、本製品の納入後ただちに本製品の検査を行い、その結果を書面にて乙へ通知する。甲による検査の合格をもって検収完了とする。なお、本製品の納入後５営業日を経過しても甲の検査の結果を記載した書面が乙に到達しない場合、当該本製品は納入後5営業日経過した時点で甲による検査に合格したものとみなされる。

４．乙は、甲の検査によって不合格になった本製品を修理または交換して本条記載の検査を再度受けるものとする。

第6条　危険負担と所有権の移転

本製品の滅失、毀損、減量及びその他一切の損害に関する危険負担は、本製品の納入時において乙より甲に移転する。

２．納入した本製品については、それが製造上の不良品である場合、輸送中破損した場合または注文内容と異なった製品が誤送された場合を除き、返品できないものとする。

３．本製品の所有権は検収完了時をもって乙より甲に移転する。ただし、本製品に関する著作権、特許権、商標権、意匠権、ノウハウ及びその他のすべての知的財産権は乙または乙の仕入先等の第三者に独占的に留保される。本製品にソフトウェアが含まれている場合、ソフトウェアの使用権は、乙または当該ソフトウェアの使用権許諾者（以下「原権利者」という）と甲の間で締結される使用許諾契約書等に基づき原権利者から最終使用者に対して直接使用許諾されるものとする。

第 7 条　支払及び支払条件

甲の乙に対する支払条件は次の通りとする。但し、個別契約において本契約と異なる

定めをした場合は、個別契約の条項が本契約に優先して適用される。

支払日　：当サイトより個別契約の申込を行った日より14日以内
但し、当サイトより個別契約の申込を行った日より7日以内に甲が別途支払希望日を乙へ連絡し、乙が承諾した場合は、それに準ずる。

対価　　：本製品の売買価格の合計金額に消費税を加えた金額

支払方法：乙の指定する銀行口座への振込。振込み手数料は甲の負担とする。

第８条　購入目標と価格

乙は甲に対し事前通知を行うことなく、本製品の標準価格、および会員価格を変更できるものとする。変更後の価格は変更時点より個別契約に適用される。変更前に申込まれた個別契約に対しては適用されないものとする。

２．甲は、以下のとおり本製品の購入目標金額を設定し、乙より会員価格で本製品を購入する。甲の購入目標金額が達成されない場合には、乙は、乙の判断により甲の会員価格を変更することができる。なお、当サイト以外での購入金額（弊社運営の別サイトを含む）は購入実績に含まない。

年間購入目標金額：　600,000円（消費税別）

期間：4月を基準とする1年間

※5月以降に入会された場合は、入会月を含む月から翌3月までの月数に、年間購入目標金額の1/12を乗じた金額が当年度の購入目標金額と定める。

3. 甲は、入会後 30 日以内に、1 契約以上の個別契約を締結するものとする。また、当該期間の個別契約の総合計金額は、税抜 50,000 円以上とする。

第９条　保証、瑕疵担保及び保守

乙は、本製品に同梱される保証書、使用許諾書、取扱説明書、その他付属される製品説明書等（以下「保証書等」という）が同梱されている場合は保証書等に明記されている期間及び条件に従い、本製品に関する保証を行う。本規約において明示的に記載される場合を除き、乙は本製品に関して明示または黙示を問わずその他のいかなる保証も行わないものとする。

２．本製品の瑕疵担保期間は、第５条の検収完了日から保証書に記載された保障期間とし、乙は本製品に隠れたる瑕疵が発見された場合に無償でこれを修正及び補修するものとする。また、ソフトウェアに関しては「ソフトウェア使用許諾契約書」に従うものとする。

３．本製品のうち、保守必須製品または保証期間終了後の修理・保守サービスについては、甲乙間で協議のうえ取り決める別途契約に従うものとする。

４．本製品のうち、中古品等のアウトレット製品については「アウトレット販売対象製品ご購入規約」に従い製品の保証を行うものとする。
５．以上の規定にもかかわらず、以下の各号のいずれかが該当する場合、乙は本製品の不具合に関して、本条に定める保証、瑕疵担保及び保守の義務を負わないものとする。
（1）当該不具合が本製品と乙が供給していない他の製品（ハードウェアであるかまたはソフトウェアであるかを問わない）との組み合わせに起因して生じている場合
（2）当該不具合が本製品の改造または変造に起因して生じている場合
（3）当該不具合が最新バージョンではない本製品に関して生じている場合であって、かつ、最新バージョンの本製品を使用すれば当該不具合を解消できる場合
（4）当該不具合の原因が、甲の保管上・取扱上の不注意もしくは過失による場合およびこれに誘発された場合
（5）当該不具合の原因が、天災・地変・洪水などの不可抗力により発生した場合
（6）当該不具合の原因が、甲または甲の施行業者の施行ミスに起因する場合

第10条　権利侵害

本製品による第三者の著作権、特許権、商標権または意匠権などの知的財産権を侵害する旨の主張もしくは訴訟の提起等（以下「侵害等」という）が行われた場合、乙または乙の仕入先がその責任と裁量をもって侵害等に対応し、その解決を図るものとする。ただし、本条項を履行するにあたり甲は以下の義務を負うものとする。
（1）甲が当該侵害等を覚知した場合は、ただちにその旨の書面による通知を甲が乙へ送付すること
（2）乙または乙の仕入先が当該侵害等につき独占的な裁量権をもって対応すること
（3）甲は当該侵害等に関して合理的な範囲で乙に協力すること

第11条　責任の限定

乙は、本規約の運営および本システムの使用に関して甲に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任は一切負わないものとする。
２．本規約のもとに締結された個別契約に関して、乙が甲に対して負担する責任の総額は、責任の原因となった本製品の売買金額を上限とする。

第12条　機密保持

甲乙は、本規約（本規約に関連して甲乙が別途締結するすべての書面の合意を含む）及び個別契約に記載される条件、並びに、本規約のもとで相手当事者が機密である旨を明示して開示する情報（以下、合わせて「機密情報」という）につき、善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、相手当事者の書面による事前承諾を得ることなく第三者へ開示せず、その機密性を維持するものとする。また甲乙は、業務上の必要から機密情報へアクセスしうる従業

者等に対し、かかる情報の機密性を十分に告知し、その機密保持を徹底させるものとする。

２．前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報には含まれないものとする。

（１）開示時に既に公知となっている情報

（２）開示を受けた後、受領した当事者の責任によらず公知となった情報

（３）開示を受ける以前から受領した当事者が適法に所有していた情報

（４）機密情報を参照することなく、受領した当事者が独自に開発した情報

（５）正当な開示権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報

（６）法令または証券取引所の規則等の定めにより開示が要求される情報

第13条　本製品の変更

乙は、甲に対する事前の通知を要することなく、本製品の仕様もしくはデザイン等の変更および本製品の販売を終了することができる。

第14条　期間

法人会員の資格は、入会日から効力を生じ、第 15 条の規定に従って解除される場合もしくは乙が本サイトを終了するまでの期間、効力を維持するものとする。

２.期間中､甲は乙所定の退会申込書を提出することにより､退会できるものとする。乙は、甲の退会申込書を受領した後、必要な手続を行い、甲に退会受理に関する通知をおこなうものとし、当該通知日をもって退会日とする。

第15条　解除

甲または乙は、相手当事者に以下の事由が一つでも生じた場合には、相手当事者に対し何ら催告、その他の手続きを要せず、ただちに法人会員資格および個別契約の全部または一部を解除することができる。なお､甲または乙は､本条各号の解除事由が自己に生じた場合は、相手方に対して負担するいっさいの債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし､債務のすべてをただちに弁済しなければならないものとする。

（１）本規約の各条項または個別契約の取り決めに違反し、相手方から違反を是正するように催告を受けたにもかかわらず是正しない場合

（２）監督官庁より営業取消、停止などの処分を受けた場合

（３）相手方に対する詐術その他背信的行為があった場合

（４）その他、理由の如何に関わらず、乙が解約を決定した場合

２．前項に定める解除によって甲または乙が損害を被った場合、甲または乙は、相手方に対し損害賠償を請求することができる。

第16条　本規約の変更

本規約の内容は、乙が必要に応じて随時変更できるものとする。ただし、乙は変更内容について甲に対し書面、もしくはWebページへの掲載等により事前に通知する。

第17条　本規約および本サイトの終了

乙は、本規約および本サイトをいつでも中止または終了できるものとする。ただし、中止または終了する場合には、乙は甲に対し書面、もしくはWebページへの掲載等により事前に通知する。

第18条　一般条項

甲および乙は、相手当事者の書面による事前の同意を得ることなく、本規約上の地位あるいは本規約における義務または権利を第三者へ譲渡することはできないものとする。

２．本規約の第6条第3項、第7条、第10条、第11条、第12条、第15条及び第18条の規定は、本規約の終了後または解除後においてもその効力を維持する。

３．自然災害、戦争、暴動、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故またはその他の合理的コントロールを超えた不可抗力により本規約または個別契約の履行遅延、履行不能あるいは不完全履行が生じた場合（以下、「遅延等」という）、当該遅延等につきこれを生じさせた当事者は相手当事者に対してその責任を負わないものとする。

４．理由の如何を問わず、甲が直接または間接に本製品を海外に持ち出す場合、及び「外国為替及び外国貿易法」にいう非居住者へ提供する場合には、甲は、「外国為替及び外国貿易法」を含む日本及び外国の輸出関連法規を遵守し、必要とされる全ての手続を取るものとする。

５．本規約及び個別契約は日本法に準拠する。本規約もしくは個別契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的な管轄権を有する。

６．本規約に定めのない事項または本規約の条項の解釈に疑義を生じた場合、甲乙は双方誠実に協議のうえ解決をはかるものとする。

以上

平成21年4月1日発効

東京都品川区西五反田7丁目21番11号
アライドテレシス株式会社
代表取締役　　長尾 利彦

別規定Ⅰ

Web 発注システム利用に関する規定

第 1 条 （用語の定義）

1. Web 発注システム
   Web 発注システム（以下、「本システム」という）とは、甲および乙がインターネットを使用して、取引関係情報を Web サーバ上の Web ページに掲示または入力し、提供を受ける側が、当該取引関係情報を閲覧、受信、もしくは自ら準備・使用する本システム用設備に備えられた電子ファイルに記録等を行い、利用するシステムをいう。
2. 取引関係情報
   取引関係情報とは、個別契約の申込みの誘引、申込および当該申込に対する回答、ならびに個別契約の取消・変更・解除の申込および当該申込に対する回答、その他相手方に対する意思表示または通知のうち、本システムを利用して甲乙間で相互に相手方に提供されるべき情報をいう。
3. Web サーバ
   Web サーバとは、甲および乙が、本システムを通じて相手方に提供すべき取引関係情報を電子的に記憶させる乙が管理する装置をいう。
4. Web ページ
   Web ページとは、甲および乙が、本システムを利用して相手方に取引関係情報を提供するため、当該取引関係情報を掲示または入力するための Web ページをいう。
5. 本システム用設備
   本システム用設備とは、甲および乙が、本システムを利用するために自ら準備・使用する、電子計算機、端末機器および周辺機器等のハードウェア、ならびに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアの総称をいう。
6. ID
   ID とは、Web ページにログインするため乙が甲に発行する認識番号をいう。
7. パスワード
   パスワードとは、Web ページにログインするために本人であることを認証する為の認識番号をいう。
8. 電気通信回線

電気通信回線とは、甲および乙が、本システムを利用するために、電気通信事業者により提供される電気通信回線と、甲および乙の本システム利用設備に接続する電気通信回線をいう。

9. 従業者

従業者とは、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（経済産業省）に基づき、申請事業者の組織内で直接間接に事業者の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、雇用関係にある者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）と、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含む。

第 2 条　個別契約の成立および実施手順

1. 甲および乙は、以下の各号に定める手順にしたがい個別契約を締結する。
   (1) 乙は、本システムで使用する Web ページのアドレスおよび甲が Web ページにアクセスするための ID を指定して甲に通知する。
   (2) 甲は乙に個別契約の締結を申込むために乙に対し取引関係情報を提供する場合、甲は前項のID、パスワードを利用し、本システム上のWebページにアクセスし乙指定の形式で Web ページに掲示もしくは電子メールにて実施する。
   (3) 乙は、前号により提供された取引関係情報を、当該 Web ページまたは、電子メールを閲覧し確認するとともに、自己の本システム用設備に備えられた電子ファイルに記録したときに、甲の申込の意思表示が、乙に到達したものとみなす。
   (4) 甲の個別契約の申込に対して、乙が本システムを利用して承諾を行う場合、乙は、本システム上の Web ページに承諾の意思を掲示するもしくは、甲からの電子メールに返信し、甲に通知することにより個別契約の承諾を行う。
   (5) 甲は、前号により乙が取引関係情報の承諾の意思表示を本システム上の Web ページで掲示もしくは、電子メールで通知した場合、甲の本システム用設備に備えられた電子ファイルに記録したときに、乙の承諾の意思表示が、甲に到達したものとみなし、個別契約が成立したものする。
   (6) 甲は、当該取引関係情報に関する電子メールを記録し、保管、利用する。また、甲は、個別契約履行のために必要と判断した場合、当該取引関係情報を自己で備えている周辺機器から印刷できるものとする。

2. 本システムの利用において甲および乙は、原則として以下の各号にしたがうものとする。ただし、甲または乙が別段の通知をしたときは、この限りではない。
   (1) 取引関係情報のフォーマット
   取引関係情報は、乙所定のフォーマットで作成され、甲乙間で使用される。
   (2) 取引関係情報の掲示・入力頻度

甲および乙は、相手方に提供すべき取引関係情報が発生した場合、発生の都度、Web ページまたは電子メールに掲示または入力する。

(3) 取引関係情報の閲覧・受信頻度

甲および乙は、それぞれの休日を除く毎日、電気通信回線を通じて Web サーバまたは、Web ページにアクセスし、取引関係情報を閲覧もしくは受信する。

(4) Web サーバおよび Web ページにおける取引関係情報の保存期間

乙は本システム上の取引関係情報を 1 年間保存し、甲が Web ページ上から閲覧できるよう努める。

(5) 本項第 4 号の保存期間を過ぎた取引関係情報の保存期間

乙は、Web ページや電子メールで提供した取引関係情報および甲から提供された取引関係情報の内容を磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク、書き込み可能なコンパクトディスク、フロッピーディスク、磁気テープ、マイクロフィルム、書類等の記録媒体に記録し、法の定める期間、保存する。但し、見積書や見積データに関しては個別の有効期間をもって保存期間満了とする。また、甲は電子メールで提供した取引関係情報および乙から提供された取引関係情報の内容を磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク、書き込み可能なコンパクトディスク、フロッピーディスク、磁気テープ、マイクロフィルム、書類等の記録媒体に記録し、法の定める期間、保存する。

3. 本システムにより提供される取引関係情報が、書面によって提供された情報と矛盾または相違した場合、本システムにより提供される取引関係情報が優先する。ただし、情報を提供した乙または甲が、別段の通知をしたときは、この限りではない。
4. 基本規約または個別契約その他の甲乙間の契約において、相手方へ書面による意思表示等を行うことが必要とされている場合、甲または乙が、当該契約に基づいて相手方へ書面によって行うべき意思表示等の代わりに本システムを利用して行ったときは、当該契約の適用について、当該相手方へ書面による意思表示等を行ったものとみなす。
5. 甲は、本システムに関連する Web ページ上で製品やサービスを購入した場合、Web 上に表示される購入条件や規約に全て同意したものとみなす。

第 3 条　意思表示等の原則

本システムを利用した甲による意志表示または通知は、甲が相手方に提供すべき取引関係情報を Web ページに掲示または入力し、もしくは電子メールへ記載し乙へ通知した場合に、乙が当該 Web ページや電子メールを閲覧する、または乙の本システム用設備に備えられた電子ファイルに記録したときに、到達したものとみなす。

第 4 条 個別契約の変更

1. 個別契約の全部または一部の内容を変更・補充または解除する必要が生じた場合、甲お

よび乙は、本システムを利用するか、その旨を本システムもしくは電子メールで通知することによりこれを行うことができる。

2. 前項の場合の手続きは、前条の各項の規定を準用する。

第 5 条 障害時の措置

1. 本システム用設備の故障または電気通信回線の途絶その他の事由により、本システム障害（以下、本障害）が発生したときは、甲および乙は速やかに相手方に連絡し、協議のうえ、対応を図る。
2. 本障害が発生した場合、甲および乙は本障害が復旧するまでの間の意思表示を、必要に応じ所定の書面で交付するか、それに代わる方法により相手方に通知する。

第 6 条 本システム用設備等の保守

1. 甲および乙は、自ら使用する本システム用設備および電気通信回線の保守・設備、および管理を、善良なる管理者の注意義務をもって行う。
2. 前項規定に関して甲および乙は一部若しくは全部を第三者に委託できるものとする。

第 7 条 本システムおよび関連 Web ページの一時停止/閉鎖

乙は以下の場合、事前の通知なく定期的または非定期的に本システムおよび関連 Web ページを一時停止/閉鎖できるものとする。

・本システムおよび関連 Web ページのシステム保守点検や内容更新を行う場合
・天災・停電等や第三者による妨害行為等によりサービスの提供が困難となった場合
・その他、本システムによる取引の運営及び技術上、乙が必要と判断した場合

第 8 条 本システム利用における費用負担

1. 甲の負担

(1) 甲の本システム用設備の運用、保守等に要する費用

(2) 甲が Web ページや電子メールで取引関係情報を入力または送信する場合および甲が Web ページで取引関係情報を閲覧もしくは甲の本システム用設備の電子ファイルに記録する場合の電気通信回線利用料金など通信費用全般や、記録に使用する記録媒体の費用全般

2. 乙の負担

(1) 乙の本システム用設備の運用、保守等に要する費用

(2) 乙が Web ページや電子メールで取引関係情報を入力または送信する場合および乙が Web ページで取引関係情報を閲覧もしくは乙の本システム用設備の電子ファイルに記録する場合の電気通信回線利用料金など通信費用全般や、記録に使用する記録媒体

の費用全般

(3) Web 発注システム本体の保守メンテナンス費用

第 9 条 セキュリティの確保

1. 甲は、取引関係情報を確認する必要がある甲の従業者を最小限に絞りその者に対してのみ、甲が Web ページにアクセスするための ID/パスワードを開示するものとし、他の従業者または第三者が不正に取得しないよう厳格に管理するとともに、甲の責任において、毎月、安全な方法でパスワードを変更するなど適切な処置を講じるものとする。また、個別契約の申込が可能な権限を有する ID の発行について、甲は乙が別途定める書式にて発行を依頼する。
2. ID 発行時に登録した甲の情報に変更が生じた場合、甲はすみやかに登録情報の変更を乙に書面で通知するものとする。甲が当該変更をなさなかったことにより生じる損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。
3. 甲は、情報セキュリティを高めるべく乙がアクセス制御やその他のシステムを提供した場合、積極的に採用、利用するものとする。
4. 甲は、甲が Web ページにアクセスするための ID の不正使用があったことを発見したときは、直ちに乙にその旨通知し、甲乙協議のうえ速やかに対応を図る。
5. 甲が本条第 1 項に違反したことにより乙に損害が生じたときは、乙は甲に対し、損害賠償を請求することができるものとする。

第 10 条 記録内容の改ざん禁止

甲および乙は、本システムにおいて Web ページに掲示または入力された、もしくは甲、乙それぞれの本システム用設備に備えられた電子ファイルに記録された個別契約締結後の取引関係情報の内容を改ざんしてはならない。

第 11 条 協議解決

本契約および個別契約に定めのない事項および疑義のある事項については、取引基本規約の条項および商慣習による他、甲乙協議して解決する。

第 12 条 有効期間

本規定は基本規約に優先し、本規定に定めのない事項については、基本規約に記載の条件によるものとする。本規定の有効期間は、乙が甲より Web 発注システムの利用終了受け、システムの利用権限設定を解除したことを甲に通知するまでとする。また、基本規約が解除または解約等により終了した場合は、直ちにシステムの利用権限設定を解除し、解除終了時点で本契約も終了する。

以上